

酪農学園大学特待生規程

1986年4月1日
規程1986-2号
2026年2月13日
改正規程2025-228号

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）が学業成績・人物並びに課外活動等において優れた学生に特別奨学金（以下「特奨金」という。）を給付することにより、優秀な学生を育成し、教育の成果をあげることを目的とする。

(資格)

第2条 特奨金の給付を受ける者（以下「特待生」という。）は、本学に1年以上在学し、次の各号の何れかに該当する者とする。なお、他の授業料減免又は給付型奨学金との重複適用を受けることができる。

- (1) 当該学類における学業成績及び人物ともに優れた者
- (2) 課外活動等において優秀な成績を収め、学業と両立し人物ともに優れた者

(給付期間)

第3条 特奨金の給付期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(給付額)

第4条 特奨金の額は、年額24万円とする。

2 特奨金は、6月に支給する。

(選考)

第5条 特待生の選考は、学生支援委員会で選考し、教授会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

- 2 選考時期は、毎年5月末までに行う。
- 3 選考に関する必要な事項は、別に定める。

(決定通知)

第6条 選考結果については保証人及び学生に通知する。

(取消)

第7条 特待生が、次の各号の一に該当したときは、資格を取消するとともに特奨金の給付を停止し返還を命ずることがある。

- (1) 採用決定後に休学、退学、除籍した者
- (2) 酪農学園大学学則第40条に規定する各号の一に該当した者
- (3) その他、特待生としての資質に欠ける者

(事務局)

第8条 特待生に関する取扱事務は、学生支援課で行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常任理事会の議の後、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則（1986年4月1日規程1986-2号）

この規程は、1986（昭和61）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1988（昭和63）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1992（平成4）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2010（平成22）年4月1日から施行する。

2 第2条の規定は、2010年度入学者から適用し、2009年度以前の入学者については、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則（2018年10月1日改正規程2018-56号）

この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

附 則（2020年4月1日改正規程2020-14号）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2023年6月29日改正規程2023-206号）

この規程は、2023年6月29日から施行する。

附 則（2026年2月13日改正規程2025-228号）

この規程は、2026年4月1日から施行する。